

令和5年9月定例会

議案説明資料

予算に関する説明書

(令和5年度9月補正予算等関係)

総務部

令和5年9月定例会議案説明資料目次

総務部

【予算関係以外】

(議案)

| 議案番号 | 件名 | 課名等 | 頁 |
|------|--|------------------|---|
| 第35号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例) | 行政体制整備局 人事企画課 | 3 |

(報告)

| 報告番号 | 件名 | 課名等 | 頁 |
|------|--|------------------|---|
| 第1号 | 議会の委任による専決処分の報告について (2) 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (令和5年9月6日専決) | 行政体制整備局 人事企画課 | 5 |

| | |
|--|--|
| <p>条 例 名 等</p> | <p>職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）</p> |
| <p>提 出 理 由 及 び 概 要</p> | <p>1 提出理由 活力ある地域社会の実現に資する活動への職員の参加を促進するため、地域活動に従事するための特別休暇を新たに設け、地域の活性化を図るとともに、職員の職務能力向上等に資する。</p> <p>2 概 要 (1)職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 職員の特別休暇に活力ある地域社会の実現に資する活動への従事により職員が勤務しないことが相当である場合として人事委員会規則で定める場合における休暇を加える。 (2)施行期日は、公布の日とする。</p> <p>【特別休暇の案】 ※人事委員会と協議中 ①休暇の対象として想定している活動 ア 地域住民等を構成員とする自治会・町内会、自警団、自主防災組織などが行う、地域における生活環境の維持や防災等の活動（地域貢献活動）に、当該団体の構成員として従事する場合 <活動例> ・自警団等が行う見回り活動や、その準備を行う場合 ・地域の環境美化活動に参加する場合 イ その他、鳥取県内の地域を対象として行われる地域貢献活動に参加する場合 <活動例> ・部活動の外部指導者として活動する場合</p> <p>②休暇日数 年5日以内（有給休暇）</p> |

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(特別休暇)</p> <p>第16条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、<u>交通機関の事故、活力ある地域社会の実現に資する活動への従事</u>その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として人事委員会規則で定める場合における休暇とする。</p> <p>2 略</p> | <p>(特別休暇)</p> <p>第16条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として人事委員会規則で定める場合における休暇とする。</p> <p>2 略</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

| 件名 | <p>議会の委任による専決処分の報告について (2) 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (令和5年9月6日専決)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|---|---------|-------------|--------|-------------|------|--|--|--|--|-----------|---------|---------|--|-------------------|---------|---------|--|------------|---------|---------|
| 提出理由及び概要 | <p>1 提出理由 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、災害派遣手当の名称を読み替えて支給する手当の名称及び条例中引用している同法の条項が改められたことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告する。</p> <p>2 概要 (1) 給与の種類を定めた規定中、災害派遣手当の定義について、所要の規定の整備を行う。 (2) 災害派遣手当を支給する場合を定めた規定中引用する新型インフルエンザ等対策特別措置法の条項を改める。 (3) 施行期日は、公布の日とする。</p> <p>【新型インフルエンザ等対策特別措置法改正の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等緊急事態に至る前であっても、政府対策本部が設置された時から、国や他の都道府県等の職員の派遣等を要請することができることとされた。 ・ 特措法の規定により実施する措置に加え、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により実施する措置についても職員の派遣等ができるよう、対象事務が拡大された。 ・ 都道府県等が特措法に基づき派遣された職員に対して支給する手当の名称が「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」から「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改められた。 <p>【災害派遣手当の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害応急対策又は災害復旧のため他の地方公共団体等から派遣される職員が、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に、滞在期間及び利用施設の区分に応じ、日額 3,970 円から 6,620 円の範囲で手当を支給するもの。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">利用施設の区分</th> <th style="width: 15%;">公用の施設等</th> <th style="width: 20%;">公用の施設等以外の施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">滞在期間</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>30 日以内の期間</td> <td>3,970 円</td> <td>6,620 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30 日を超え 60 日以内の期間</td> <td>3,970 円</td> <td>5,870 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>60 日を超える期間</td> <td>3,970 円</td> <td>5,140 円</td> </tr> </tbody> </table> | | 利用施設の区分 | 公用の施設等 | 公用の施設等以外の施設 | 滞在期間 | | | | | 30 日以内の期間 | 3,970 円 | 6,620 円 | | 30 日を超え 60 日以内の期間 | 3,970 円 | 5,870 円 | | 60 日を超える期間 | 3,970 円 | 5,140 円 |
| | 利用施設の区分 | 公用の施設等 | 公用の施設等以外の施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 滞在期間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 30 日以内の期間 | 3,970 円 | 6,620 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 30 日を超え 60 日以内の期間 | 3,970 円 | 5,870 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 60 日を超える期間 | 3,970 円 | 5,140 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(給与の種類)</p> <p>第1条の2 この条例による給与は、職員（前条に掲げる職員のうち常時勤務を要するもの及び短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）にあっては、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、定時制通信教育手当、特地勤務手当に準ずる手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。以下同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当とし、地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）にあっては、第16条の14の定めるところによる。</p> <p>(災害派遣手当)</p> <p>第11条の10 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）、<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8</u>又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員が、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に支給する。</p> <p>2・3 略</p> | <p>(給与の種類)</p> <p>第1条の2 この条例による給与は、職員（前条に掲げる職員のうち常時勤務を要するもの及び短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）にあっては、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、定時制通信教育手当、特地勤務手当に準ずる手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。以下同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当とし、地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）にあっては、第16条の14の定めるところによる。</p> <p>(災害派遣手当)</p> <p>第11条の10 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）、<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条</u>又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員が、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に支給する。</p> <p>2・3 略</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。